

平成30年12月18日

第18回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 平成30年12月18日(火) 午後2時30分
2. 会 場 信夫支所 大会議室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 片平 隆      5番 加藤 良子      6番 宍戸 忠一  
8番 加藤 功      9番 油井 妙子      10番 渡邊 俊春  
11番 大宮 篤司      13番 佐藤ミツエ      14番 渡邊 賢一  
15番 尾形 寅昭      16番 古関 恵子      17番 関 健一  
19番 渡邊 友一      20番 黒澤喜久夫      21番 齋藤 貴裕  
22番 宍戸 薫      23番 鈴木 顯典      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員  
7番 渡邊 敏明      12番 菅野 善晴      18番 安田 善喜
6. 事務局の出席者  
事務局 長 石川 英弥  
庶務係 長 遠藤 彰      主 査 羽田 瑠美  
農地係 長 阿部 裕一      主 査 梅宮 央樹

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について
- 第7号 市民農園の事業計画変更に係る意見決定について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第6号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第7号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第8号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第9号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、進行を会長をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 7番：渡邊敏明委員、12番：菅野善晴委員、18番：安田善喜委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第18回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

8番：加藤 功委員、19番：渡邊 友一委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(99件)】

合計99件、平成30年12月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 区域番号1番、整理番号1番のご説明をいたします。譲渡人は耕作しておらず、譲受人が贈与を受けて、耕作するもので、区域協議会では許可相当と判断しました。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長  
農地係長  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号2番、整理番号2番から3ページ、6番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長  
4番  
議長  
4番  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長4番（発言を求める。）  
4番（発言を許可する。）  
区域番号2番、整理番号2番から6番についてご説明申し上げます。2番と3番は関連案件で、譲受人は3年前から夫婦で営農しており、営農状態に問題ありません。4番は譲渡人が耕作できないため、近くの畑を耕作する譲受人が営農するとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。5番は譲受人が福島市に農家住宅を建てて、農業経営の現状を維持するもので問題ありません。6番は経営規模の拡大で周辺農地の借り受けをしており、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長  
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長  
農地係長  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号3番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長  
9番  
議長  
9番  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長9番（発言を求める。）  
9番（発言を許可する。）  
区域番号3番、整理番号7番及び8番についてですが、譲渡人は現在営農しておらず、譲受人は新規営農ではありますが、農地所有適格法人での経験もあり、大変意欲もあり区域協議会では何ら問題ないと判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長  
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長  
農地係長  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
区域番号5番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長  
19番  
議長  
19番  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。  
議長19番（発言を求める。）  
19番（発言を許可する。）  
区域番号5番、整理番号9番及び10番の2件について、9番は8月に3条申請のあった農地の残り部分の取得ということで問題なし、10番は、経営規模の拡大のためということで、区域協では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長  
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔異議なし。〕

議長  
農地係長  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。  
4ページをご覧ください。区域番号7番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	区域番号7番、整理番号11番及び12番の2件について、説明内容については記載のとおりです。11番は小作地取得による経営規模の拡大で問題なし、12番は譲受人の自宅近くの畑を耕作するため、区域協議会では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域における自己転用3件、土地改良のための一時転用1件の計4件で市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号3番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	区域番号3番、整理番号1番について説明します。1番については、土地の測量時に判明した案件です。排水施設敷地として必要で周辺農地に影響がないため、問題なしと区域協議会では判断いたしました。2番については、以前3条申請のあった農地で、以前一部土地改良を行い、今回新たに畑にする計画とのことで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	区域番号4番、整理番号3番について説明します。農家住宅の敷地拡張で家族の駐車場増設のための申請になります。周辺農地に影響なく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長  
農地係長  
議長  
19番  
議長  
19番  
議長  
議長  
議長  
議長  
農地係長  
議長  
2番  
議長  
2番  
議長  
議長  
農地係長  
議長  
4番  
議長  
4番

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号5番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長19番（発言を求める。）

19番（発言を許可する。）

区域番号5番、整理番号4番についてご説明します。今回の申請は後の5条と関連案件になりますが、申請地は基盤整備範囲外の田で、コンビニエンスストア敷地への転用で周辺農地に影響はないため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転8件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件、計13件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長2番（発言を求める。）

2番（発言を許可する。）

区域番号1番、整理番号1番についてご説明します。1番は、分家住宅敷地で、周辺農地の営農状況への支障の恐れもないため、区域協議会では許可相当ということで判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長4番（発言を求める。）

4番（発言を許可する。）

区域番号2番、整理番号2番は、一般住宅敷地で、2種農地で開発条項の34-11区域で、

営農条件に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

整理番号3番は太陽光発電敷地の申請で、会長と菅野委員、安齋推進委員で現地調査及び説明を事業者とともに受けました。スカイパーク隣接ということで、担当課と協議は済んでおり、周辺は山林化しているため、土砂流出の心配なく、区域協議会では問題ないと判断いたしました。

議長 5番について、私からも説明いたします。申請地は昭和40年代前期に、もも畑を作ったが、今は山林化しており、現地調査でも問題なしと判断いたしました。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 区域番号3番、整理番号4番及び5番についてご説明いたします。4番ですが、分家住宅で営農に支障はなく問題ありません。5番は73区画の宅地分譲敷地となっております。12日に事務局と会長を始め委員3名と現地調査を行いました。申請地は水はけのよい土地で、開発にあたりまして、道路の拡幅、水路の整備、下水道の完備を行い、生活排水を周辺に影響を与えることなく下水に流し、浸透性の集水柵を公園の下に設置し、北の農地は川を挟んでおり、周辺農地に支障なく区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、審議の程よろしく願いいたします。

議長 5番の件につきましても、現地調査を行い問題なしと判断いたしました。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 7ページをご覧ください。区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号6番についてご説明いたします。分家住宅敷地で、周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番から10番の4件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長	19番（発言を許可する。）
19番	区域番号5番、整理番号7番から10番についてご説明いたします。7番は4条の案件と関連案件になりコンビニエンスストアとなります。前にも述べました通り営農に支障なく区域協議会では問題ないと判断しました。8番は親族の宅地拡張敷地で物置と駐車場として使用し、周辺農地に影響なしと区域協議会では判断いたしました。9番は孫の一般住宅敷地で、周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。10番は春まで除染事務所として一時転用されていた場所で、今回も一時転用で資材置場と仮設事務所敷地になりますが、周りの農地に支障ないとして区域協議会としては許可相当と判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	8ページをご覧ください。区域番号7番、整理番号11番から13番の3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	区域番号7番、整理番号11番についてご説明いたします。製作所の露天資材置場敷地で周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号12番につきましては、11番の農地を転用するために排水路をずらして欲しいと言われ、やむなく水路敷地として必要な排水路を確保するもので、区域協議会では問題なしと判断しました。13番は所有者が帰ってこないのを売りたいと希望していた農地で、露天資材置場で周辺は宅地化しており、周辺農地には影響ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件について、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9ページをご覧ください。議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）

議長	8番（発言を許可する。）
8番	区域番号3番、整理番号1番についてご説明申し上げます。農地を有効利用するための施設で、事務局職員とともに農業用倉庫で施設の概要にあるとおり利用されていることを確認いたしました。区域協議会では問題ないと判断させていただきました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	10ページをご覧ください。議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について福島市長より意見を求められた案件です。 JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分4件、6,010㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。議案書11ページ、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	区域番号2番、整理番号1番及び2番について、申請地はそれぞれ地区で保全管理していましたが、設定を受ける者はいずれも、「もも」を栽培するとして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	区域番号4番、整理番号3番について、現在の耕作を引き継ぎ「もも」を作る計画で譲受人は営農しており、20年という期間ではありますが、問題なしと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	区域番号7番、整理番号4番ですが、周辺の営農に支障なく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第5号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
農地係長	12ページをご覧ください。議案第6号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。 区域番号5番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「調査書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	19番（発言を許可する。）
19番	区域番号4番、整理番号1番から4番の件についてご説明します。場所は明治小学校の近くで、11月4日事務局と一緒に現地調査してまいりましたが、40年以上耕作しておらず、調査結果のとおり山林化しており区域協議会では非農地との判断は妥当であるいたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第6号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第6号、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
農地係長	13ページをご覧ください。議案第7号、市民農園の事業計画変更に係る意見決定についての案件は、市民農園整備促進法に基づき農業委員会の決定を受けて設置された当該市民農園に係る、事業計画変更について福島市長より意見を求められたものです。 14ページに記載のとおり、当初計画からの変更点については、土地の権利の種類が変更となるものであり、第7条第2項に定められている整備運営計画については変更がなく、引き続き適正かつ円滑な利用がなされるものと考えます。

区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号1番、今回の市民農園については、平成20年4月1日に開設されたもので、10年契約で契約されたものを、権利設定の変更により福島市に所有権が変更するもので区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは簡易採決により、議案第7号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第7号、市民農園の事業計画変更に係る意見決定について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

議長 次に報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書15ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、区域番号3番、整理番号6番から16ページ、8番までの3件、区域番号4番、整理番号9番から12番までの4件、区域番号5番、整理番号13番から17ページ、15番までの3件、区域番号6番、整理番号16番及び17番の2件、区域番号7番、整理番号18番及び19番の2件、以上19件について、記載内容の受理を行っております。

議案書18ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件について、記載内容の受理を行っております。

議案書19ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、以上2件について、記載内容の受理を行っております。

議案書20ページ 報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番から21ページ、8番までの5件、区域番号3番、整理番号9番から22ページ、11番までの3件、区域番号4番、整理番号12番及び13番の2件、区域番号6番、整理番号14番及び15番の2件、23ページ、区域番号7番、整理番号16番から18番までの3件、以上18件について記載内容の受理を行っております。

議案書24ページ、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について、区域番号1番、整理番号1番の1件について、記載内容の受理を行っております。

議案書25ページ、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号5番、整理番号1番から26ページ6番までの6件、区域番号6番、整理番号7番の1件、区域番号7番、整理番号8番から27ページ、14番までの7件、以上14件について記載内容の受理を行っております。

議案書28ページ、報告第7号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件について、記載内容の証明を行っております。

議案書29ページ、報告第8号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。

議案書30ページ、報告第9号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、進達し裁定されたものです。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

（質問なし。）

議長 ご質問ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、11月28日に開催しました、市議会経済民生常任委員会との懇談会について会長職務代理の大宮篤司さんより報告をお願いします。

会長職務代理 11月28日福島テルサにおいて、市議会経済民生常任委員会の皆さんと懇談した内容について、ご報告いたします。常任委員会のメンバーですが委員長の石原洋三郎議員、副委員長の菅田憲孝議員、委員の山岸清議員、佐久間行夫議員、渡辺敏彦議員、黒沢仁議員、斎藤正臣議員、佐々木優議員、後藤善次議員、福島市農業委員会からは会長と私と各区協議会長、女性農業委員の油井委員、佐藤ミツエ委員、古関委員が出席いたしました。前年は初めてとのことで顔合わせのあいさつ程度でしたが、今年は2回目となり市長への意見書を基に意見交換会を行いました。作物ごとの生育状況について各区域長から説明し、油井委員から意見書のとりまとめの経過を説明し、私と会長から意見書の内容についての説明をいたしました。議員から一言ずつ意見をいただきましたので、話の内容を簡単にご説明いたします。

委員長の石原議員からは原子力災害の現状についての話を聞かれました。山岸議員からは親元就農の支援について話がありました。渡辺議員からは収入保険について質問がありました。黒沢議員からは有害鳥獣対策の必要性について話がありました。佐々木議員からは家族経営農家である中小農家の支援について必要な支援政策について話がありました。斎藤議員からは6次化について具体的にどういう風に取り組んでいくべきかと話がありました。菅田議員からは放射能や風評被害の原発による直接的でない被害について質問がありました。後藤議員からは女性農業者が6次化等で世間から注目されているが福島市の状況について質問がありました。佐久間議員からは担い手が営農していくための施策について質問がありました。

全体的には深い話ができ、活発な議論ができました。こういった場を設けてお互いに方法を模索していく必要性を感じました。

議長 次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報告いたしましたが追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

事務局 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 （会長職務代理よりあいさつ）

議長 慎重審議ありがとうございました。これで第18回総会を終了いたします。

(午後4時)

平成30年12月18日

これは、福島市農業委員会第18回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 8番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 19番 \_\_\_\_\_